

## 令和5年度 認可外保育施設の保育料の補助について

認可外保育施設に入所しているお子様の保育料を一部補助しています。

幼児教育・保育無償化の制度により、「施設等利用費」が補助されます。詳細は下記をご確認ください。

### 補助の概要

#### ◆無償化の対象の児童

年齢区分	補助額（限度額）		対象施設	申請等の種類
3～5歳児クラス	国より	37,000円/月	(市内・市外) 認可外保育施設	無償化の 制度に係る請求
0～2歳児クラス (非課税世帯)	国より	42,000円/月	(市内・市外) 認可外保育施設	無償化の 制度に係る請求

※令和6年10月以降は、国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設のみが対象となります。

◇ 3～5歳児クラスについては、認可外保育施設に支払った保育料が37,000円/月以上であれば37,000円/月を、37,000円/月未満の場合は支払った保育料の額を補助します。また、0～2歳児クラスの非課税世帯については、認可外保育施設に支払った保育料が42,000円/月以上であれば42,000円/月を、42,000円/月未満の場合は支払った保育料の額を補助します。



## 1 補助の対象者

□ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯（無償化対象）

□ 3～5歳児クラス（無償化対象）

- 施設等利用給付認定（新3号認定または新2号認定）を受けている方 ☆3ページを参照  
※施設等利用給付認定を受けていない方は、認定後から補助・助成の対象となりますのでご注意ください。

※転入・転出等の理由で、月途中で認定期間が開始する又は終了する場合の施設等利用費の月限度額は次のとおりです。

（転入や月途中から認定を受けた場合

37,000円（新3号の場合は42,000円）×認定日からの日数÷その月の日数

転出等により月途中で認定が取消となる場合

37,000円（新3号の場合は42,000円）×取消日（転出日）の前日までの日数÷その月の日数

## 2 補助の対象施設

□ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯（無償化対象）

□ 3～5歳児クラス（無償化対象）

- 児童福祉法第59条の2第1項の規定により届出されており、施設所在市区町村の確認を得ている施設

※ただし、令和6年10月以降は国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設のみ対象。

## 3 補助額

□ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯（無償化対象）

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額42,000円を上限とします。

（例1）認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円の場合

補助額は42,000円となります。

（例2）認可外保育施設に支払った保育料が月39,000円の場合

補助額は39,000円となります。

※無償化対象経費…利用料(保育料)のみ。食材料費等(給食費等)は除く。

□ 3～5歳児クラス（無償化対象）

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額37,000円を上限とします。

（例1）認可外保育施設に支払った保育料が月40,000円の場合

補助額は37,000円となります。

（例2）認可外保育施設に支払った保育料が月28,000円の場合

補助額は28,000円となります。

※無償化対象経費…利用料(保育料)のみ。食材料費等(給食費等)は除く。

#### 4 施設等利用給付認定の認定要件(認定は遡りで申請不可)

- 就労（月64時間以上の就労を常態としている）
  - ※育児休業から復帰される方は、下記を参考にしてください。
  - ⇒月の1～10日までに復帰する場合：前月分より補助・助成対象
  - ⇒月の11～31日に復帰する場合：当月分より補助・助成対象
- 出産の前後（出産日又は出産予定日の2か月前 から 出産日から57日目の月末 まで）
- 疾病又は障がい
  - ※障害者手帳には等級に制限があります。
- 親族の介護・看護（別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること）
  - ※障害者手帳には等級に制限があります。
- 被災家庭
- 求職活動中（求職活動による認定日から2か月を迎える月末まで）
- 就学（月64時間以上を満たしていること）
- 育児休業継続
  - ※上のお子様の発達上環境を変えることが好ましくないことから、下のお子様の育児休業を取得する前から入所しており、育児休業を取得した後も継続して通う場合のみの対象となります。

#### 5 請求のお手続きの流れ

必要書類をご用意いただき、下記のとおり請求してください。

提出先：習志野市こども保育課

請求方法：窓口または郵送

※ご提出後に書類が不足していた場合は、こども保育課から直接保護者の方へご連絡いたします。

#### 6 請求期間

補助対象となる保育料	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
請求期間	7月1日 ～7月31日	10月2日 ～10月31日	1月4日 ～1月31日	<u>3月11日</u> ～3月31日



## 7 請求に必要な書類

### □0～2歳児クラスの住民税非課税世帯（無償化対象）

※施設等利用費請求書（償還払い用）と委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。

※施設等利用費請求書（償還払い用）については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書（償還払い用） ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状（振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ）

### □3～5歳児クラス（無償化対象）

※施設等利用費請求書（償還払い用）と委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。

※施設等利用費請求書（償還払い用）については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書（償還払い用） ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状（振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ）

### 請求時の注意点

※施設等利用給付認定を受けていることが必須となります。現在受けている認定内容に変更が生じた場合には、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」とその他変更後の書類をこども保育課まで提出してください。

※施設等利用費請求書のお振込み口座は、原則、認定保護者の口座となります。認定保護者とは別の方の名義をお振込み口座としたい場合等は、認定保護者からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

※一時保育等で認可外保育施設をご利用されている場合は、「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」にご記入の上、ご利用の施設に提出し、特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証を発行してもらってください。

※請求書等に記入する際は、消えるボールペンを使用しないでください。



問い合わせ：習志野市役所 こども保育課 電話 047-453-5511